

⇨ 役員給与支給後、役員から借入する場合

Q : 資金繰りの関係で役員給与の支給がままなりません。一旦支給して、その資金を役員から借入するという形態を採れば、定期同額給与となり問題ないと考えていますが、いかがでしょうか？

A : 事実認定の問題になりますが、きちんと支給していることが証明できれば、問題ないかと思われます。

【解説】

役員給与は、原則として、その期に支給すると決めた額は、毎月きちんと支給して、額を変えたりすると給与の額は損金に算入できず、経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由があるときに限り、給与の額を減額しても問題ないこととなっています。

また、給与を未払いにした場合には、事実認定にもよりますが、毎月所定の時期に未払い経理をきちんとして定時株主総会後の数ヶ月は支給している実績があるという場合など一定のケース以外で、租税回避を意図していると認められるケースでは否認されることとなります。

では、ご質問のように、給与を役員に一旦支給して、その後、その役員から資金を借り入れる場合はどうかといいますと、これも事実認定になりますが、①給与台帳などをきちんと記帳する、②源泉税を納付する、③記帳をきちんとしておけば問題にならないのではと思われます。ただし、事業年度を通じてということであれば、給与の額の設定自体に問題があるということになり、検討が必要です。

